

別表第三(第十五条関係)

一 火薬類及びがん具煙火

項目	品名	車両の種類	要件	
			積載数量	その他
火薬	黒色火薬 無色火薬 その他火薬類取締法に規定する火薬	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	一〇キログラム以下	火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
爆薬	カーリット 硝安爆薬 ダイナマイト テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニトロアミン ピクリン酸 その他火薬類取締法に規定する爆薬		五キログラム以下	
火工品	工業雷管 電気雷管 信号雷管		一〇〇個以下	
	導火管付き雷管		二五個以下	
	銃用雷管		一〇、〇〇〇個以下	
	実包 空包		一、〇〇〇個以下	
	導爆線		一〇〇メートル以下	
	制御発破用コード		二〇メートル以下	
	導火線		二、〇〇〇メートル以下	
	信号えん管 信号火せん		一〇〇個以下	
	その他火薬類取締法に規定する火工品		その原料を成す火薬一〇キログラム又は爆薬五キログラム以下	
がん具煙火	がん具煙火			

二 高圧ガス

項目	品名	車両の種類	要件		
			積載数量	容器の内容積	その他

可燃性ガス 及び毒性ガ ス	アクリロニトリル アクロレイン 亜酸化窒素 アセチレン アセトアルデヒド アルシン アンモニア イソブタン 一酸化炭素 エタン エチルアミン エチルベンゼン エチレン エチレンオキシド(酸化エチレン) 塩化エチル 塩化ビニル 塩化メチル(クロルメチル) 塩素 クロロプレン 五フッ化ヒ素 五フッ化リン 酸化プロピレン 三フッ化窒素 三フッ化ホウ素 三フッ化リン シクロプロパン ジエチルアミン 四フッ化硫黄 四フッ化ケイ素 ジボラン ジメチルアミン 臭化メチル(ブロムメチル) 水素 石油ガス	普通自動車及 び四輪以上の 小型自動車	圧縮ガスの場 合は、ガス容積 六〇立方メー トル以下 液化ガスの場 合は、六〇〇キ ログラム以下	一二〇リット ル未満	高圧ガス保安 法その他関係 法令に定める 事項を遵守す ること。
---------------------	---	---------------------------	--	---------------	--

	セレン化水素 天然ガス トリメチルアミン 二酸化硫黄(亜硫酸ガス) 二硫化炭素 ブタジエン ブタン ブチレン ふっ素 プロパン プロピレン ベンゼン メタン メチルエーテル メルマルブタン モノゲルマン モノシラン モノメチルアミン 硫化水素 六フッ化硫黄 その他高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)に規定する可燃性ガス及び毒性ガス			
酸素	酸素			
不活性ガス	アルゴン 空気 窒素 二酸化炭素 ネオン ヘリウム その他高圧ガス保安法に規定する可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス		圧縮ガスの場合は、ガス容積は、九〇立方メートル以下 液化ガスの場合は、一八、〇〇〇リットル以下	圧縮ガスの場合は、一二〇リットル未満 液化ガスの場合は、一八、〇〇〇リットル以下
備考 圧縮ガスのガス容積は、温度零度、ゲージ圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態に換算したときの容積である。				

三 毒物又は劇物

項目	品名	車両の種類	要件	
			積載数量	その他
毒物	フッ化水素 フッ化水素を含有する製剤 無機シアン化合物を含有する製剤(紺青、フェリシアン塩及びフェロシアン塩のいずれかを含有する製剤を除く。)で液体状のもの その他毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)に規定する毒物であつて液体状のもの	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	一、〇〇〇キログラム未満	毒物及び劇物取締法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
劇物	アンモニアを含有する製剤(アンモニア一〇パーセント以下を含有するものを除く。) けいフッ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン(ホルムアルデヒド一パーセント以下を含有するものを除く。) その他毒物及び劇物取締法に規定する劇物であつて液体状のもの(次に掲げるものを除く。) 一 水酸化トリアルキル ^{ナトリウム} 錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤 二 ロダン酢酸エチル及びこれを含有する製剤			

四 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)別表第一に掲げるもの

項目	品名	性状等	車両の種類	要件	
				積載数量	その他
第一類・酸化性固体	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第一条第一項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	品名欄に掲げる物質は、消防法別表第一備考第一号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種酸化性固体五〇キログラム未満 第二種酸化性固体三〇〇キログラム未満 第三種酸化性固体一、〇〇〇キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	硫化りん 赤りん 硫黄 鉄粉 金属粉 マグネシウム 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの 引火性固体			一〇〇キログラム未満 五〇〇キログラム未満 第一種可燃性固体一〇〇キログラム未満 第二種可燃性固体五〇〇キログラム未満 一、〇〇〇キログラム未満	

第三類・自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム	品名欄に掲げる物質は、消防法別表第一備考第八号に掲げる性状を示すものとする。ただし、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、同表備考第九号によるものとする。	一〇キログラム未満	
	黄りん アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。) アルカリ土類金属 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 金属の水素化物 金属のりん化物 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 その他のもので危険物の規制に関する政令第一条第二項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの			
第四類・引火性液体	特殊引火物	一 品名欄に掲げる物質は、消防法別表第一備考第十号に掲げる引火性を示すものとする。 二 その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表第一備考第十一号から第十四号までによるものとする。	五〇リットル未満	
	第一石油類		非水溶性液体二〇〇リットル未満 水溶性液体四〇〇リットル未満	
	アルコール類		四〇〇リットル未満	
	第二石油類		非水溶性液体一、〇〇リットル未満 水溶性液体二、〇〇リットル未満	
第五類・自己反応性物質	有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第一条第三項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	一 品名欄に掲げる物質は、消防法別表第一備考第十八号に掲げる性状を示すものとする。 二 品名欄に掲げる「前記に掲げるもののいずれかを含有するもの」については、消防法別表第一備考第十九号によるものとする。	第一種自己反応性物質一〇キログラム未満 第二種自己反応性物質一〇〇キログラム未満	

第六類・酸化性液体	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので危険物の規制に関する政令第一条第四項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	品名欄に掲げる物質は、消防法別表第一備考第二十号に掲げる性状を示すものとする。		三〇〇キログラム未満	
備考 一 性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表第一備考第二十一号によるものとする。 二 積載数量欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第三備考各号に定める分類をいう。					

五 腐食性を有する物質

項目	品名	車両の種類	要件	
			積載数量	その他
腐食性を有する物質	ナトリウムアミド	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	二〇〇キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること。
	塩化スルフリル		四〇〇キログラム未満	

六 マッチ

項目	品名	車両の種類	要件	
			積載数量	その他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	五〇キログラム以下	関係法令に定める事項を遵守すること。

備考

- 一 別表第三の品名欄に掲げる物質は、別表第二に掲げる物質を含まないものとする。
- 二 「車両の種類」は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三条に定めるところによる。
- 三 別表第三の一の項から四の項までの品名欄に掲げる物質で、一の項から四の項までの二箇所以上に重複するものは、積載数量の厳しい方の項に含まれるものとする。
- 四 別表第三の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が一となる数量とする。